第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

サービスの種類（細区分）　高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送ｻｰ
伝送方式の種類
品目　高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ合計

都道府県 ＼ 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
北海道	1,523																								
青森県		430																							
岩手県			342																						
宮城県				566																					
秋田県					297																				
山形県						329																			
福島県							650																		
茨城県								389																	
栃木県									382																
群馬県										325															
埼玉県											974														
千葉県												1,138													
東京都													4,946												
神奈川県														1,886											
新潟県															555										
富山県																									
石川県																									
福井県																									
山梨県																			185						
長野県																				367					
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県																									
三重県																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
福岡県																									
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
合計	1,523	430	342	566	297	329	650	389	382	325	974	1,138	4,946	1,886	555				185	367					

注１　専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
２　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
３　伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
４　品目ごとに別葉とすること。
５　他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
６　新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
７　接続専用回線については、別葉に再掲すること。
８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

令和3年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
																						1,523
																						430
																						342
																						566
																						297
																						329
																						650
																						389
																						382
																						325
																						974
																						1,138
																						4,946
																						1,886
																						555
																						185
																						367
																						15,284